

## 都営住宅等における「自衛消防訓練」実施の手引

みなさんがお住まいの団地では、「自衛消防訓練」を実施していますか？大切なことと分かっているけど「準備が大変だ」「訓練の方法がわからない」「実施しても参加者が集まらない」と思っていないませんか？

本手引では、お住まいのみなさんが無理なく「自衛消防訓練」を実施するための、ポイントをお伝えします。

### 1 「自衛消防訓練」の必要性



都営住宅は、多くの方が共同で暮らしている住宅です。火災があった際の消防署への通報の要領や、建物内の避難経路、避難場所などをご存知でしょうか。

火災時の行動を習い、迅速に避難し生命を守るため、また災害の拡大防止のため、消防法令に基づき「自衛消防訓練」を行う必要があります。

お住まいのみなさんで定期的に行いましょう。

特に不特定の方が出入りする建物（保育園や高齢者施設、店舗などを含む建物）では、年2回以上実施することが義務付けられています。



「自衛消防訓練」の実施方法には、いくつかの方法があり、大掛かりに行わなくてもできます。

## 2 「自衛消防訓練」の内容

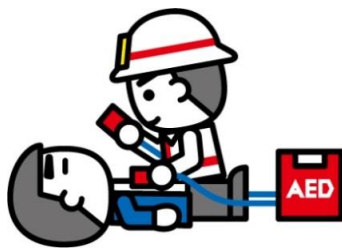


- 部分訓練（個別に行う訓練で、主な訓練項目は3つ）
  - ・通報訓練・・・消防署への通報や建物内に知らせる
  - ・消火訓練・・・消火器や屋内消火栓設備等の使い方の確認
  - ・避難訓練・・・避難経路の確認、避難誘導



- 総合訓練（通報訓練・消火訓練・避難訓練などの一連動作）
  - ・・・火災の発生から消防隊到着までの一連の自衛消防活動について、通報・消火・避難の要素を取り入れて総合的に実施する訓練

- 応急救護訓練・・・応急手当、搬送、AEDの使用方法の確認等



- 視聴覚教養・・・火災・防災などのDVDの視聴

これら一つでも該当する訓練を実施するだけで、自衛消防訓練となります。



### 3 「自衛消防訓練」の実施方法



実施方法として、以下の方法があります。

- ① 自治会等が消防署や出張所の自衛消防訓練担当に、日程・内容を相談して、消防署に協力していただき実施する。（資機材などの準備は消防署にお願いできます）
- ② 地域の防災訓練に参加する。（区・市などの防災訓練の情報を集めて入居者に周知する。役員は出来る限り参加する）
- ③ 同じ建物内の保育園などと一緒に避難訓練を行う。（保育園は年間に渡り避難訓練を複数回実施しているので、合同での実施を呼び掛ける）

#### なかなか自衛消防訓練を実施できない場合は…

- ④ 「消火器・非常ベルの設置位置を確認する」「避難経路を確認する」など、みなさんで災害時の行動について話し合いをしましょう。

実働訓練も大事ですが、みなさんで災害時の行動について話し合うだけでも「自衛消防訓練」になります。



☆お問い合わせは、JKK東京 お客さまセンターへ☆

担当：都営管理課 都営管理係

受付時間：9時～18時（土日・祝日・年末年始は除く）

- 公社では、防火管理担当が訓練の実施に向けた支援を行っています。ぜひお問い合わせください。

ナビダイヤルはこちらへ

☎0570-03-0071

ナビダイヤルがご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスご利用の方はこちら

☎03-6279-2652

## 4 「自衛消防訓練」の実施のコツ



- ① まず自治会等の総会や定例会などで「自衛消防訓練」の内容を相談しましょう。

大々的に行わなくても一斉清掃など入居者が集まる機会を利用して、行事の終わりに短時間で行うことでも訓練になります。みなさんが集まる機会を利用しましょう。

- ② 次に消防署へ「自衛消防訓練」の実施について、内容や日程などを相談しましょう。なお、公社では、消防署へのご相談をお手伝いします。

- ③ ポスターや回覧などにより入居者のみなさんへ参加を呼びかけましょう。



### 「自衛消防訓練」に係る書類

訓練を行う際は、あらかじめ消防署に「自衛消防訓練通知書」を提出するとともに、公社の防火管理担当にも連絡をお願いします。

「自衛消防訓練通知書」は消防署や出張所での配布、または東京消防庁ホームページからも取得できるので、問い合わせをしてみましょう。

なお、提出についてはFAXやインターネットでも可能です。  
【提出先：消防署予防課自衛消防係】